

別記様式（指導監査結果の公開に係る実施要領第3条第2項、第6条第2項）

法人指導監査結果概要

法人の名称	社会福祉法人 清水福社会		
実施年月日	令和2年12月22日	改善報告書提出日	令和3年7月14日
文書指摘の内容		改善状況	
<p>（法人運営）</p> <p>基本財産の定款変更について、関係書類を添えて届け出ること。</p> <p>（会計管理）</p> <p>令和元年度計算書類において、主要勘定科目相違の為、計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）は整合していない。その他計数の不一致が認められ、不適切な会計処理が認められる。</p> <p>（契約手続）</p> <p>契約書の作成について、経理規程で定める契約書の作成を省略できる場合を除き、原則、契約書を作成すること。</p> <p>随意契約とする場合は、競争入札に付することが適当でない認められる合理的な理由を稟議書等で明確にすること。</p>		<p>令和3年7月5日付定時評議員会決議により定款変更を行い、7月14日届け出した。</p> <p>税理士による、平成29年度、平成30年度、令和元年度の決算修正を行い、令和3年3月29日付理事会にて修正後の決算承認を決議し、令和3年4月9日付定時評議員会にて承認を得た。</p> <p>令和3年4月から税理士と業務委託契約を締結し、会計処理の支援を受けることとした。</p> <p>指摘を受けた契約書について、稟議書を作成した。令和3年3月29日付理事会にて報告を行った。</p>	